

令和元年度から令和2年度のDPAT活動報告について

DPAT事務局

令和元年度から令和2年度のDPAT活動報告について

1. 令和元年度の自然災害対応について
 - 1-1. 令和元年房総半島台風(台風第15号)における活動
 - 1-2. 令和元年東日本台風(台風第19号)における活動
2. 新型コロナウイルス感染症に係る対応について
 - 2-1. 中国武漢市からの邦人退避チャーター便における活動
 - 2-2. クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号における活動
 - 2-3. 都道府県からの要請における活動

令和元年度の自然災害対応について

1-1. 令和元年房総半島台風における対応

○ 令和元年9月9日に日本に上陸し、関東を中心に以下の被害が発生した。

(1) 人的被害・建物被害

都道府県名	人的被害				住家被害					非住家被害	
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
			重傷	軽傷							
	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
福島県					1			5	6		
茨城県			1	24	4	84	4,705		1		584
栃木県				1			3				
埼玉県			1	9			15	1			
千葉県			8	74	314	3,652	61,104	40	66		600
東京都	1			6	12	68	1,425	13	11	0	226
神奈川県			3	10	11	76	2,665	68	32		48
静岡県				13		47	480		2	0	1
合計	1		13	137	342	3,927	70,397	127	118	0	1,459

(令和元年12月5日 内閣府HPより)

○ DPATについては千葉県に延べ30隊が派遣がされ、避難所等の地域のスクリーニングやメンタルヘルスケアニーズの把握等の心のケア活動等に従事した。

千葉県へのDPAT派遣数

延べ30隊(9月9日～17日)

令和元年度の自然災害対応について

1-2. 令和元年東日本台風における対応

○ 令和元年10月12日に日本に上陸し、中部・関東・当方を中心に以下の被害が発生した。

2 人的・物的被害の状況（消防庁情報：4月10日9:00現在）

都道府県名	人的被害					住家被害					非住家被害	
	死者 人	うち 災害関連死者 人	行方 不明者 人	負傷者		全壊 棟	半壊 棟	一部 破損 棟	床上 浸水 棟	床下 浸水 棟	公共 建物 棟	その他 棟
				重傷 人	軽傷 人							
北海道								4				1
青森県				1				1	7	9		
岩手県	3			4	3	41	790	788	144	953		1,363
宮城県	19		2	8	35	302	2,997	2,860	1,614	12,151	17	61
秋田県								8				
山形県				2	1	1	5	33	65	98		8
福島県	37	5		1	58	1,489	12,560	6,977	1,161	443	42	8,812
茨城県	2		1		20	146	1,601	1,501	27	523		946
栃木県	4			4	19	83	5,223	8,666	2	133	14	1,098
群馬県	4			1	8	22	296	572	22	112	3	76
埼玉県	4	1		1	32	134	541	699	2,370	3,388		105
千葉県	12			4	28	67	1,986	7,507	473	898		24
東京都	1				10	36	661	1,034	318	532	25	32
神奈川県	9			3	35	54	826	2,499	877	579	21	192
新潟県				2	3	3	9	48	25	278	3	13
富山県				1				6				1
石川県				1				1				
福井県				1								
山梨県					1	2	3	74	1	6		1
長野県	5			6	39	920	2,505	3,479	5	1,407	24	937
岐阜県								11			1	5
静岡県	3	1		2	5	8	12	495	967	1,312	36	98
愛知県				1				1				
三重県					3		8	23	50	64		6
滋賀県					3		1	10				
京都府				1	3			8				
大阪府					8							
兵庫県	1				14			4				
奈良県								2		3		
和歌山県								1	1			
鳥取県					1			3				
岡山県					1			2			1	2
広島県					2			2				
山口県				1								
徳島県					1							
高知県					2			1		3		3
佐賀県					2							
大分県					2							
合計	104	7	3	43	341	3,308	30,024	37,320	8,129	22,892	187	13,784

※上記数値には10月25日からの大雨による被害状況を含む（令和2年4月10日 内閣府HPより）

1-2. 令和元年東日本台風における対応

○ DPATについては8県に延べ71隊が派遣がされ、避難所等の地域のスクリーニングやメンタルヘルスケアニーズの把握等の心のケア活動等に従事した。

宮城県へのDPAT派遣数	延べ5隊(10月18日～11月12日)
福島県へのDPAT派遣数	延べ25隊(10月14日～11月29日)
茨城県へのDPAT派遣数	延べ20隊(10月16日～11月20日)
栃木県へのDPAT派遣数	延べ8隊(10月13日～現在も継続中) <small>※6月12日確認</small>
埼玉県へのDPAT派遣数	延べ1隊(10月13日～15日)
千葉県へのDPAT派遣数	延べ4隊(10月12日～15日)
長野県へのDPAT派遣数	延べ5隊(10月13日～12月20日)
静岡県へのDPAT派遣数	延べ3隊(10月12日～15日)

令和元年度の自然災害対応における成果と課題

<成果>

- EMISの情報に基づき、精神科医療機関への物資支援を行った。
- 近年の災害で定型化が進んだ病院のライフライン支援を実施できた。
- 台風15号・19号共に、非常に広範囲な災害であったにもかかわらず、迅速な本部設置、DPAT派遣、精神科医療機関スクリーニングを行うことができ、必要な精神科病院支援を早期に実施できた。
- 令和元年台風19号に関しては、DPAT事務局本部(東京都)が台風進路内であったが、事務局機能の一部を台風進路外の機関に依頼し、その機能を担うことができた。
- 1階が浸水した精神科病院の入院患者転院搬送支援を実施し、全員を無事に転院させた。

<課題>

- 令和元年中に発生した災害においては、風水害のため、被災の全貌が把握しにくく、初動のスイッチが入りづらい。
- 行政職員のみで被災状況の情報収集や方針決定等を行うため、被災地支援の判断が、行政的な意見に偏り、災害医療に関する技術を習得した人材の意見が反映されず、初動の対応が遅れる傾向にある。
- これらのことから、DPAT調整本部立ち上げからの先遣隊参画、派遣要請の基準の明確化を図る必要性やDPAT統括者の初動技能の向上について図る必要がある。

2-1. 中国武漢市からの邦人退避チャーター便における活動

- 令和2年2月に中国武漢市からの航空機帰国者(第1便～第5便)対応として厚生労働省が指定した宿泊施設に都道府県を介さずにDPATが延べ124隊が派遣され、DPAT隊員は自ら感染するリスクがある中でスクリーニングやメンタルヘルスケアニーズの把握等の心のケア活動等に従事した。

税関研修所へのDPAT派遣数	延べ19隊(2月2日～15日)
ホテル三日月へのDPAT派遣数	延べ25隊(2月2日～13日)
国立保健医療科学院へのDPAT派遣数	延べ20隊(2月2日～14日)
税務大学校へのDPAT派遣数	延べ76隊(2月3日～3月3日)

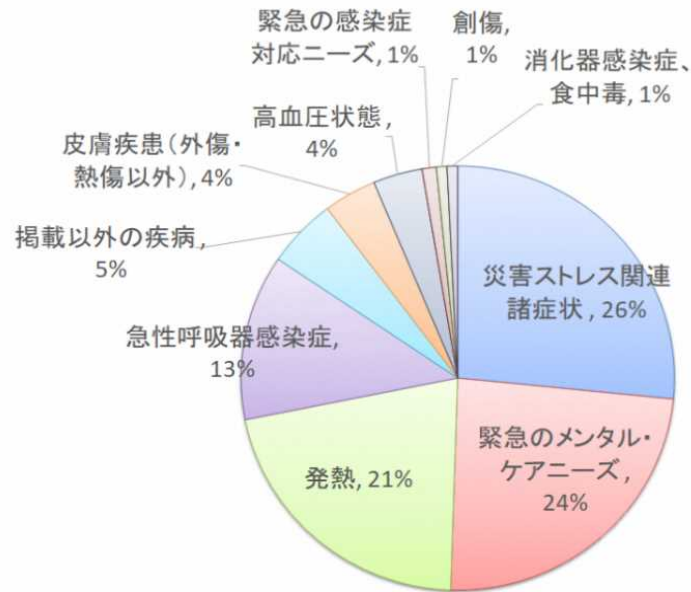
2-2. クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号における活動

- 令和2年2月にクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号内の乗客対応として同船に都道府県を介さずにDPATが延べ83隊が派遣(2月6日～22日)され、DPAT隊員は自ら感染するリスクがある中でスクリーニングやメンタルヘルスケアニーズの把握等の心のケア活動等に従事した。

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

チャーター便及びクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号で 対応した主な症候

○ DPAT等における診療・相談対応の症候TOP10は以下の通りである。全体として不眠や不安が多く見受けられた。



	症候	該当数
1	災害ストレス関連諸症状	101
2	緊急のメンタル・ケアニーズ	91
3	発熱	81
4	急性呼吸器感染症	48
5	掲載以外の疾病	20
6	皮膚疾患（外傷・熱傷以外）	15
7	高血圧状態	14
8	緊急の感染症対応ニーズ	4
9	創傷	3
10	消化器感染症、食中毒	3

※上記はDPATのほか、DMAT、日赤の活動報告も含めた数字である(J-SPEEDより抽出)

新型コロナウイルス感染症対応成果と課題

<成果>

- 全チャーター便帰国者に対してストレスチェックを行い、メンタルヘルス上、ハイリスクの方に迅速に介入することができた。
- ダイヤモンド・プリンセス号の精神症状のあるハイリスク者に対して、早期の診療を行い
 - ・薬剤治療や療養指導を行うことにより、船内での精神的不安症状の軽減に貢献した。
 - ・自殺企図の患者に迅速に対応し、既遂を防ぐことができた。
 - ・外国籍の向精神薬を処方されている乗客への厚生労働省・DMATによる薬剤調整に寄与した。
 - ・乗組員に対するメンタルヘルスの啓発や介入を行うことができた。
- 早期に感染症専門家との連携を行い、乗船直前に感染防御の研修を行ってから活動することができた。

新型コロナウイルス感染症対応成果と課題

<課題>

- 従来は災害救助法に基づき、基本的には都道府県間の派遣要請、応需となるが、今回は国からDPAT事務局に対するDPAT派遣の依頼であったため、DPAT動員、補償等の仕組みについて事前調整ができず、混乱が見られた。
- DPATは感染症対応を専門とするチームではないため、感染症対応を想定した訓練、研修は事前に行われておらず、乗船直前に感染防護策について研修等を行ってからの活動となった。
- 「新興感染症」への対応は想定していなかった事案であり、今後、そのような中で精神医療が必要となった場合、どのような形で対応できるのかを考えておくべき。
- 新興感染症の世界的流行については数年に一度(2009年:新型インフルエンザ、2012年:MERS)発生しているため、今後、新興感染症対応を行いながら、重複して自然災害対応が発生することを想定する必要がある。

2-3. 都道府県からの要請における活動

- 長崎県及び愛媛県からの要請で、新型コロナウイルス感染症に患者が発生したクルーズ船・精神科病院へDPATは延べ85隊派遣した。クルーズ船の現地DMAT指揮所との連携をはかり、精神科医師による診察や入院支援を行った。また、院内感染の発生した医療機関において、指揮情報支援、診療や療養上のサポートを行った。

長崎県へのDPAT派遣数

延べ4隊(4月27日～5月31日)

愛媛県へのDPAT派遣数

延べ81隊(5月19日～6月8日)